景観形成地区基準

- (9)原町4丁目・岸部北2丁目地区
- (イ)中高層住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準			チェック	備考
1.全体計画·配置等				
(1)良好な景観の形成及び周辺地域との調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。				
(2)周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る、空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。				
(3)道路に面する部分は、開放的な空間となるよう計画する。				
2.屋根の形態意匠及び素材				
(1)周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。				
(2) 勾配屋根とする場合は、以下の表の範囲内の色彩とする	る。ただし、自然素材は除く。			
色相	明度	彩度		
無彩色	3.0以下	_		
有彩色	3.0以下	3.0以下		
		<u> </u>		
(3)光沢をおさえた素材を使用する。				

景観形成地区基準

- (9)原町4丁目・岸部北2丁目地区
- (イ)中高層住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準			チェック	備考		
3.外壁の形態意匠及び素材						
(1)周辺景観	(1)周辺景観と調和した意匠とする。					
(2)壁面は圧迫	(2)壁面は圧迫感や単調感を和らげるため、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。					
(3)バルコニー	(3)バルコニーは、洗濯物や室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。					
	ウセントカラー以外の色彩は周辺と調和し落ち し自然素材は除く。	着いたまちなみを形成する色彩	、配色とし、以下の表の範囲	囲内の色彩		
	色相	明度	彩度			
	無彩色	8.0以下	_			
	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5以下	3.0未満			
	その他の色相	7.0以下	2.0以下]		
	彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明 対感のある素材とする。	度差は2以内とする。ただし、	アクセントカラーを除く。			
4.敷際						
(1)道路際はで	(1)道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう中高木を積極的に配置する。					
(2)緑の連続性	(2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。					
(3)かき又はる	(3)かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設置する場合は、色は黒又は茶系とする。					
(4)道路際の別	(4)道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。					
5.駐車場・駐輪場	5.駐車場・駐輪場					
(1)建築物との	(1)建築物との一体化やデザインの統一を図る。					
(2)道路や敷地	(2)道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。					
(3)照明灯のラ	(3)照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。					

景観形成地区基準

- (9)原町4丁目・岸部北2丁目地区
- (イ)中高層住宅地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
6.ごみ置場・付帯施設等		
(1)建築物との一体化やデザインの統一を図る。		
(2)植栽等により公共空間から見えにくい工夫をする。		
(3)設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。		

b.開発行為

	景観形成地区基準	チェック	備考
1.緑	化		
	周辺の環境と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。		
2.造	成計画		
	敷際の連続性や路面素材について配慮する。		